

## 令和3年 第6回 浜松市農業委員会総会議事録

### 1. 開催日時 場所

令和3年6月15日（火）午後1時30分 浜北区役所 3階 大会議室

2. 委員の出欠 出席： 松澤崇 中島雅弥 松島好則 田中照明 原田博示 衿田正保  
松尾康弘 横井利治 衿田博子 根木常次 内山進吾 岡本純  
藤村猪三 高井孝平 後藤剛 小杉高史 森島倫生 鈴木英雄  
水崎久司 井上保典 伊藤安子 小柳守弘 鈴木要

欠席：

### 3. 出席した事務局職員

鈴木智久 木下穣 石川宗明 齋藤和也 松本行弘 縢弘之 奥山英洋 河村幸一郎  
秋山尚司 嶋田哲也 内山忍 吉山和志 富永幹人 加茂真也  
清水克（農林水産担当部長）

### 4. 審議事項

第40号議案 農地法第3条の規定による許可について  
第41号議案 農地法第4条の規定による許可について  
第42号議案 事業計画変更承認申請について  
第43号議案 農地法第5条の規定による許可について  
第44号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
第45号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続（20年経過）に係る  
特例農地等の利用状況の確認について  
第46号議案 農用地利用集積計画の決定について  
第47号議案 浜松市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更案に対する意見について  
第48号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに  
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について  
第49号議案 令和4年度農地利用最適化施策に関する意見及び  
その他農業施策に関する要望事項等について

### 5. 報告事項

報第41号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報第42号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について  
報第43号 事業計画変更届出について  
報第44号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について  
報第45号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報第46号 滞納処分による公売に係る農地等の現況報告について  
報第47号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について  
報第48号 農地の地目変更登記に係る報告について

### 6. その他

## 議事の概要

局長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻になりましたので、只今から、令和3年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の出席委員数ですが、23名のところ23名です。過半数を超えておりますので、本会が成立いたしますことをご報告申し上げます。

なお、会議中は、携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 皆様、こんにちは。今日は、マイクを持たせていただきます。ということは、話が長くなるかもしれません。

冒頭に、私達の3年間の任期も最後の総会となりました。皆様に助けていただき何とかやって来られたと思っておりますが、その話の前に報告をさせていただきます。浜松市の農業委員会は、特に太陽光発電施設は、各調査会で色々な問題点等をご指摘いただき、大変な事もありますが、4月に荒廃農地を活用した再生エネルギーの導入促進のための、規制の見直しをするとのことでの、私なりに危機感を感じ県主導でガイドラインを作っていただきたいと思い、県の農地利用課へ行き話をし要望を出し、農業会議へも県の市町の農業委員会事務局を集め農業会議主導で勉強会を開催して欲しいと要望し、7月に第1回の勉強会を開催する運びになりました。県と農業会議が共催、コラボし営農型太陽光発電施設での農作物の生育状況等、指針となる静岡県独自のガイドラインを作成するところまで来たことを報告します。出しゃばったかもしれませんのがかなり動きました。なぜ動いたかと言いますと、浜松市は、太陽光発電施設が多くあり更新時、他市町との判断の違いによるトラブルの発生を未然に防ぐため、県統一の県主導でのガイドラインが必要であると考え、動かせていただいたことを報告いたします。

今日は、最後の総会ということで振り返ると、3年前皆様から会長へと選任していただきました。浜松の農業委員会は、全国でトップクラスの委員会であり、その会長として、顔として皆さんとどのような活動をしようかと考えた時、かなりのプレッシャーを感じました。皆さん気付いたか分かりませんが、はじめの半年位は手探りの状態で挨拶も自信無さげに映ったかもしれません、浜松の農業委員会会长は重いものだと感じその中でどのような方向へ進めていくか考えた時、私なりに結論として地区を重視し地区での活動をしっかりとやることが重要だと考えています。浜松という特殊で大規模な地域の地区推薦で来られた皆さんが地区のことは地区でしっかりと活動する。どういう活動をするか、最初の頃皆様で自由にやってくださいと言ったことを覚えています。地区のことは、どのような小さな活動でも地区で考え地区で行ってくださいと頼んだと思っています。その中で気になっていたことが、人・農地プランです。最初の1年目は推進委員さんに耕作放棄地を探していただき、2年目は情報を地図に落とし込み、アンケートを取り、昨年プレゼンテーションまでこぎ着け、その中で出てきたものに対して、国は

会長 集積集約化を求めてきているのかもしれません、集積集約化は当然ながら副産物と私は考えていて、メインは皆さんが出た地区での困っていること、活動していくこと、それを見出していただいて地区で解決していくことだと考えています。その中でスタートを切った矢先、コロナにより全ての計画がストップしてしまいました。そこが残念でなりませんが、基盤があるので、続けてやっていただける方は、地区で人・農地プランを活用していただき自分の地区は、このような問題があるから解決しようと考えることも大事ではないかと思っています。農林水産省の人・農地プランもやっていきますが、一番大事なのは自分の活動をしっかりとやっていただくことだと思います。また、その中で新しい制度で農業委員、推進委員、調査員、3つの役職がそろって、1つのチームとしてやっていく難しさはありました、地区調査会長としてうまく調整をしてバランスを取って進めてくれたのではないかと思っています。再任の方も退任の方もお手伝いや、ご理解をいただき農業委員会へ協力していただければ幸いだと思っております。

とりとめのない話ですが3年間、色々ありがとうございました。私なりに頑張って活動したつもりでおりますが、皆様から見ればまだまだ甘いと思われているかもしれません。今後とも、色々な面でご指導ご鞭撻をよろしくお願ひします。

今日は最後の総会が残っておりますのでしっかりとやっていきたいと思っています。本当は、私のキャラはうけねらいの喋りをすることなのですが、女房から止められておりますので3年間封印をしてきましたが最後に一言、得たものは皆様の協力と信頼を得られたと思います。失ったものは、女房の愛と髪の毛かなという3年間でした。またよろしくお願ひします。

それでは只今から、令和3年第6回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございました。それでは、ここからの進行は、議長として松島会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。  
( 異議なし )

議長 それでは、議席番号11番の根本常次委員、議席番号12番の内山進吾委員にお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。第40号議案農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案1ページをご覧ください。  
( 議案の表紙を読み上げる )

秋山 今月の申請案件は、地区長上、整理番号97番外18件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が9件、贈与に係る案件が4件、賃貸借に係る案件が5件、区分地上権に係る案件が1件でございます。

それでは説明いたします。議案2ページ、地区都田、整理番号103番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区都田町の[REDACTED]、[REDACTED]でございます。[REDACTED]は、都田町、根洗町で多肉植物、イチゴを耕作しております。この度、営農地に近い申請地を取得し、規模拡大を図りたく申請に至ったものでござい

秋 山 ます。申請地は、北区都田町の田、5筆で、取得後は多肉植物を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、地区都田、整理番号106番は売買に係る案件でございます。譲受人は、北区都田町の[REDACTED]、67歳でございます。[REDACTED]は、これまで会社勤めをしながら実家の農業を手伝ってきましたが、定年退職をした今後は自身で農業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地は、北区都田町の畠、2筆で、取得後はトマト、桃等を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案3ページ、地区細江、整理番号108番は贈与に係る案件でございます。譲受人は、北区細江町気賀の[REDACTED]、70歳でございます。[REDACTED]は、これまでも申請地を耕作しておりましたが、今回贈与により所有権を取得したく申請に至ったものでございます。申請地は、北区細江町気賀の畠、5筆で、取得後は引き続きみかんを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案4ページ、地区赤佐、整理番号114番は、贈与に係る案件でございます。譲受人は、浜北区尾野で[REDACTED]をしている[REDACTED]、65歳でございます。この度、長年耕作を手伝ってきた柿畠を譲り受けこととなり、申請に至ったものでございます。申請地は、浜北区尾野の畠3筆で柿を耕作管理していく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。  
最初に、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。

中 島 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。  
議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。  
調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。

原 田 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。  
入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、湖東地区調査会の袴田正保委員からお願いします。

袴 田 正 湖東地区調査会で協議の結果、特に問題ございませんでした。

議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。

内 山 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。

岡 本 都田地区調査会で審議をした結果、特に問題はありませんでした。

議 長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。

藤 村 細江地区調査会で協議した結果、別に問題ありませんでした。面積が大きな贈与がありまして、土地所有者が今まで耕作していましたが、後継者がいないということで申請したということです。以上です。

議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願いします。

小 杉 浜名・北浜地区調査会で審議した結果、問題はありませんでした。

議長 最後に、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森島 112、113、114について呼び出し案件であります。112、113については

■の事業でありまして、問題があると調査員から指摘がありましたのでご報告申し上げます。問題点は育ちが不揃いだという問題提起でございました。その結果、申請者から生育状況が良くなる方法を聞かれましたので、調査会の植木生産者の方々3人から指導をしていただきました。今後は、その指導に従って生育状況が不揃いにならないように改善していくということを了解していただきました。今後とも調査員のみなさん方を中心へ営農指導を進めてまいりたいと思っております。114番ですが、■が柿を作るところでございます。こちらは調査員の方から建物が建っているというご指摘がございましたので、農地法上問題がないように対応してくださいと申し入れをいたしました。その結果、本来建物は全て取ってもらうべきですが、現在は8割の解体状況ということで調査員や事務局の方々と今朝まで相談しました。工事は進んでいるし、今後の解体計画の確約書も出していただきましたので、そのことも踏まえて調査会としては、本総会で許可相当でお願いしたいということにいたしました。調査会としてはこういう形で本日の総会で問題ないと報告したいと思います。

議長 ありがとうございました。森島委員に確認でございますが、2件営農型太陽光の関係は調査会で問題があったが、指導をして調査会では問題ないということでしょうか。もう1件の■の関係も、調査会で問題があったが、確約書などを提出してもらい調査会としては問題ないということでおよろしいでしょうか。

森島 はい。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

( 後藤委員 挙手 )

議長 はい、後藤委員

後藤 今、森島委員から■の件で営農型発電の話がございました。面積が11町歩位で営農型発電をしていて、作物の生育が不揃いという中で、さらに規模拡大していくと手が回らなくなると予想されますが、申請が上がってきてても問題あるけど承認するのか、それとも様子を見て今までの営農地が改善してから許可するのか確認したいと思います。

議長 はい、木下補佐。

木下 ■に関して今回申請が出ているものが、長上、中ノ町、都田、赤佐地区ですが、全ての案件について既に営農型太陽光発電の許可済地でございます。今回は規模拡大する案件ではございません。ただ、■は市内で40カ所以上の圃場があり、社員も増やしているので今のところ管理はできていると伺っております。不揃いの件ですが、当初3年間で育たなかつたため、植え替えや営農の方法を植木生産者から指導を受けて直したために、育ちが不揃いになっていると聞いております。

( 森島委員 挙手 )

議長 はい、森島委員。

森 島 関連がございますので、調査会の雰囲気についてお伝えしたいと思います。おっしゃるよう自然厳しくなる事業だと思います。調査員からも忙しい中でご指導いただいていますので、指導に従っていただきたいという指摘を今後も十分にしていきたいと思います。場合によっては作付け状況が改善してからということもありえると思っております。

議 長 地区調査会でしっかりと確認していただいて、指導等をしっかりとしていかなければいけないと思います。そのためにも、挨拶で言ったように営農型のガイドラインに沿ってどの地区も同じように審査していくことも大事だと思っております。

その他にございますでしょうか。

( 中島委員 挙手 )

議 長 はい、中島委員。

中 島 事例として 1 点お伝えしたいと思います。長上地区では営農型太陽光について年 1 回現地検討会を行っております。████████、農業委員、推進委員、事務局職員が参加しております。その検討会の結果を ██████████ に改善実施してもらっています。3 年間行っていますが、スタート当初は状況が非常に悪かったです。その後、いろいろ指摘しまして、多少の不揃いはありますがかなり改善されてきてます。今秋、更新になりますが、努力の跡がうかがえますから更新を認めていこうと思います。現地検討会も開いた方がいいかなと思います。

議 長 その他にございますでしょうか。

( その他発言なし )

議 長 それでは採決いたします。第 40 号議案農地法第 3 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 41 号議案農地法第 4 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 5 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

秋 山 今月の申請案件は、地区積志、整理番号 30 番外 7 件でございます。転用目的別の内訳は、農業用施設が 2 件、自己用住宅関連が 4 件、貸駐車場が 2 件でございます。農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 2 件、第 3 種農地が 5 件でございます。なお、是正案件は 33 番、35 番、36 番です。

また、駐車場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に統いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、積志地区調査会の田中委員からお願いします。

田 中 積志地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願ひします。

原田 入野・神久呂・雄踏地区調査会では、問題ありませんでした。

議長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願ひします。

根木 新津・可美地区調査会において、特に問題はございませんでした。

議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願ひします。

岡本 都田地区調査会において検討した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願ひします。

後藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ございませんでした。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

( 質疑応答なし )

議長 それでは採決いたします。第 41 号議案農地法第 4 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 42 号議案事業計画変更承認申請についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 7 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

石川 今月の申請は、当初の計画を全て変更する全部承継が 1 件でございます。

議案 7 ページ、地区三方原、整理番号 10 番について説明いたします。申請人は、当初の転用事業者である、[REDACTED] の相続人の [REDACTED]、承継者である [REDACTED] でございます。申請に至った経緯でございますが、当初の計画では、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に農地法第 5 条の許可を受け、自己用住宅を建築予定でしたが、その後転用事業者の体調が悪くなり、計画を実行しないまま、令和 3 年に亡くなりました。承継者である [REDACTED] は現在、東区半田山三丁目に居住しており、申請地に自己用住宅の建築を計画したものです。申請地である北区三方原町の畠は、[REDACTED] に位置する農地でございます。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。転用計画は、申請地に 112.62 m<sup>2</sup> の自己用住宅を建築するもので、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。敷地の外周には見切工を行い、雨水は道路側溝へ放流し、汚水は公共下水道へ放流する計画となっております。当初の許可目的達成が困難となったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画は問題なく、転用行為により土砂の流出・崩壊の恐れもないこと、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

なお、事業計画変更後の 5 条申請につきまして、議案 16 ページ、整理番号 414 番にて申請がされておりますので、そちらでの審議も併せてお願ひいたします。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
( 質疑応答なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 42 号議案事業計画変更承認申請について  
は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
( 異議なし )

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 43 号議案農地法第 5 条の規定による許可についてを上程いたします。事務局  
から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 9 ページをご覧ください。  
( 議案の表紙を読み上げる )

石川 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 368 番外 77 件でございます。転用目的別の内  
訳につきましては、農家住宅が 2 件、農業用施設が 1 件、自己用・共同住宅関連が 54 件、  
駐車場、資材置場等事業用のその他施設への転用が 14 件、一時転用が 1 件、太陽光発電  
が 6 件でございます。また、農地区別内の内訳につきましては、農用地区域内農地が 2  
件、第 1 種農地が 9 件、第 2 種農地が 14 件、第 3 種農地が 53 件でございます。なお、  
是正案件は 376 番です。

また、駐車場や資材置場等の建築行為を伴わない申請について、その申請地が経済産  
業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていないことを確認してお  
ります。

それでは、整理番号に丸を付した案件について、説明いたします。議案 12 ページ、地  
区積志、整理番号 388 番をお願いします。東区有玉南町の田 1,943 m<sup>2</sup>について、長屋住  
宅を 2 棟設けたいという申請でございます。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED]

[REDACTED] を営む法人です。申請地は交通の便が良く、住環境に優れています。賃貸住宅の  
需要も見込めるため、申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]

[REDACTED] に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、街区の面積に  
占める宅地の面積の割合が 40% を超えているため、第 3 種農地に該当すると判断いたし  
ました。事業計画は、長屋住宅、駐車場、駐輪所、緑地を新設する計画であり、配置計  
画からみて、転用面積は適当と思われます。排水計画は、雨水排水は駐車場兼用地下調  
整池から水路へ制限放流し、汚水、雑排水は下水道へ放流する計画であることから、周  
辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、都市計画法の開発  
許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められ  
るものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであります、許  
可相当であると考えます。

続きまして、議案 17 ページ、地区引佐、整理番号 426 番をお願いします。北区引佐町  
西久留女木の畠 1 筆、1,966 m<sup>2</sup>について、太陽光発電設備を設けたいという申請でござ  
います。申請者は、[REDACTED] に本社を置き、[REDACTED]  
法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を取得し、太陽光  
発電事業を行いたく、申請に至ったものでございます。申請地は、[REDACTED]

石川 [REDACTED] に位置する農地です。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。本転用事業は、370W の太陽光パネル 576 枚を設置し、発電能力が 213.12kW となる発電設備を設ける計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。申請地は碎石敷とし、周囲には堰堤、フェンスを設置する計画であること、雨水排水は自然浸透させる計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。また、経済産業省の設備認定を令和3年3月31日付で受けていること、中部電力の接続契約も完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

- 議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。初めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。
- 松澤 中央地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の中島委員からお願いします。
- 中島 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、特に問題はありませんでした。
- 議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会分を私からご報告申し上げます。
- 調査会で協議した結果、特に問題はございませんでした。
- 続いて、積志地区調査会の田中委員からお願いします。
- 田中 積志地区調査会で協議した結果、特に問題ございませんでした。
- 議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の原田委員からお願いします。
- 原田 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
- 芳川・飯田調査会で協議した結果、特に問題ありませんでしたという報告を受けています。
- 議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田博子委員からお願いします。
- 袴田 河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、新津・可美地区調査会の根本委員からお願いします。
- 根本 新津・可美地区調査会において、特に問題はありませんでした。
- 議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
- 内山 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
- 議長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
- 岡本 都田地区調査会で協議しました結果、特に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、細江地区調査会の藤村委員からお願いします。
- 藤村 細江地区調査会において協議した結果、別に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、引佐地区調査会の高井委員からお願いします。
- 高井 引佐地区調査会、別に問題ありませんでした。
- 議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後 藤 三ヶ日地区調査会で協議しましたが、問題ありませんでした。

議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の小杉委員からお願ひします。

小 杉 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題はありませんでした。

議 長 続いて、中瀬・赤佐・龜玉地区調査会の森島委員からお願ひします。

森 島 中瀬・赤佐・龜玉地区調査会で協議した結果、問題ありません。

議 長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願ひします。

鈴 木 英 天竜・龍山地区調査会で審議の結果、問題ありませんでした。

議 長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願ひします。

水 崎 春野地区調査会、特に問題はありませんでした。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの報告について発言のある方は挙手を願います。

( 質疑応答なし )

議 長 それでは採決いたします。第 43 号議案農地法第 5 条の規定による許可については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 44 号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。

事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 21 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

富 永 今月の申請案件は、地区飯田、整理番号 2 番の 1 件でございます。

被相続人は、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に亡くなられた、[REDACTED]、相続人は、南区飯田町で被相続人と同居されていた、子の [REDACTED]、57 歳です。申請地は、南区飯田町 [REDACTED] 外 5 筆の田、1,816 m<sup>2</sup>、畑 540 m<sup>2</sup> の合計 2,356 m<sup>2</sup> です。令和 3 年 5 月に現地調査を実施し、その結果、農地として適正に管理がされていることを確認しております。また、申請者から聴取したところ、被相続人が死亡の日まで農業を営んでいたこと、申請者に今後も引き継ぎ農業経営を行っていく意思があることを確認しましたので、相続税納税猶予の適格者証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑応答なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 44 号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 45 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 23 ページをご覧ください。

木 下 ( 議案を読み上げる )

富 永 今月の申請案件は、地区中央、整理番号 7 番外 1 件でございます。それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区中央、整理番号 7 番について説明いたします。被相続人は、[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日に亡くなられた、[REDACTED]、相続人は、中区和合町にお住いの、子の [REDACTED]、74 歳です。特例農地の面積は、申告時、現在ともに 14,335 m<sup>2</sup>です。現地調査をした結果、スイカ、じゃがいも等が耕作され、農地の管理が行われていましたので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号 8 番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑応答なし )

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 45 号議案相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 46 号議案農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。今月から事務局の議案説明の後に、各調査会からの補足説明の時間を設けます。各調査会にて補足説明がある場合には、その際に委員よりご報告をお願いします。質問等につきましては、補足説明の後、別に時間を設けます。それでは事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 25 ページをご覧ください。

( 議案を読み上げる )

富 永 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。令和 3 年度第 3 回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。公告予定は令和 3 年 6 月 18 日となります。2 枚めくって頂きまして、農用地利用集積利用権等設定内訳表をご覧ください。合計 396 筆、293,749.63 m<sup>2</sup> の内訳でございます。今月は、笠井地区での 5 筆をはじめとして、計 26 地区での利用権設定を予定しております。その次の 1 ページから利用権設定明細が掲載されております。1 ページから 33 ページは相対契約及び中間管理事業における貸借によるもの、35 ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。全部で 11 件になります。1 ページの 1 番をご覧ください。[REDACTED] です。[REDACTED]

[REDACTED] で玉葱栽培を学び、今回の申請に至りました。南区白羽町 [REDACTED] の畠、1,572 m<sup>2</sup> を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、1 ページの 2 番、11 ページの 1 番、2 番をご覧ください。[REDACTED] です。[REDACTED]

[REDACTED] で玉葱栽培を学び、今回の申請に至りました。南区白羽町 [REDACTED] 外 2 畠の畠、計 1,397 m<sup>2</sup> を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、1 ページの 3 番をご覧ください。[REDACTED] です。北区三幸町の [REDACTED]

富永のもとでブロッコリー栽培を学び、今回の申請に至りました。西区大久保町 [REDACTED] の畠、 $1,515\text{ m}^2$ を借り受け、ブロッコリーの栽培を予定しております。

次に、1ページの4番、5番をご覧ください。[REDACTED]です。[REDACTED]

[REDACTED]で玉葱栽培を学び、今回の申請に至りました。南区米津町 [REDACTED] 外1筆の畠、計  $1,235\text{ m}^2$ を借り受け、玉葱の栽培を予定しております。

次に、1ページの6番から8番をご覧ください。[REDACTED]です。平成24年6月に設立された会社で、圃場責任者の[REDACTED]が認定農業者の[REDACTED]のもとで研修を受け、今回の申請に至りました。西区湖東町 [REDACTED] 外2筆の畠、計  $2,631\text{ m}^2$ を借り受け、大根の栽培を予定しております。

次に、1ページの9番をご覧ください。[REDACTED]です。南区大柳町の[REDACTED]のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。西区伊左地町 [REDACTED] の畠、 $3,076\text{ m}^2$ を借り受け、馬鈴薯の栽培を予定しております。

次に、1ページの10番から2ページの15番をご覧ください。[REDACTED]です。平成14年4月に設立された会社で、圃場責任者の[REDACTED]が磐田市の[REDACTED]のもとで研修を受け、今回の申請に至りました。浜北区中瀬 [REDACTED] 外5筆の畠、計  $3,389\text{ m}^2$ を借り受け、オクラの栽培を予定しております。

次に、2ページの16番、17番をご覧ください。[REDACTED]です。北区三方原町の認定農業者の[REDACTED]のもとで農業を学び、今回の申請に至りました。北区三方原町 [REDACTED] 外1筆の畠、計  $3,960.13\text{ m}^2$ を借り受け、馬鈴薯、大根の栽培を予定しております。

次に、11ページの3番をご覧ください。[REDACTED]です。平成29年5月に設立された法人で、圃場責任者の[REDACTED]が北区引佐町金指の[REDACTED]のもとで研修を受け、今回の申請に至りました。北区細江町中川 [REDACTED] の畠、 $2,500\text{ m}^2$ を借り受け、馬鈴薯等の栽培を予定しております。

次に、15ページの10番をご覧ください。[REDACTED]です。[REDACTED]で農業を学び、今回の申請に至りました。南区松島町 [REDACTED] の畠、 $1,051\text{ m}^2$ を借り受け、エシャレットの栽培を予定しております。

次に、15ページの11番から13番をご覧ください。[REDACTED]です。[REDACTED]に就職してブルーベリー栽培を学び、今回の申請に至りました。浜北区宮口 [REDACTED] 外2筆の畠、計  $2,444\text{ m}^2$ を借り受け、ブルーベリーの栽培を予定しております。

次に、15ページの1番から9番、23ページから33ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が142筆ございます。農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載しております。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

富 永 説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。  
( 根木委員 挙手 )

議 長 はい、根木委員。

根 木 4番5番の新規の [REDACTED] ですが、[REDACTED] で3年勉強したようですが、3年で玉葱栽培ができるかみなさんから意見がありました。借りる農地は2反で、これから追加で借りていくということでした。

議 長 その他ございますでしょうか。  
( 松澤委員 挙手 )

議 長 はい、松澤委員。

松 泽 6番から8番の西区で [REDACTED] をされている方が、9月から11月の間で大根を作りたいと申請が出ています。調査会で協議した結果、特に問題はなかったですが、大根が終わった後はじゃがいもを作るのがいいのではないかという話をしました。

議 長 その他ございますでしょうか。  
( 森島委員 挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 新規就農者について、お二人がおっしゃっていたことに関わるのですが、モータースと保険代理店と不動産業をやっている人が新規就農するという申請が出てきました。昨日、人・農地プランの打ち合せをした時に、いろんな企業が経済不安の中で多角経営をしなければならない状況になっている。その中に農業が位置付けられているという話を聞きました。多角的経営の中に農業を取り込むのはある意味自然なことですが、本業ではないので、その辺りをよくよく見ないといけないと思います。

議 長 補足説明について、その他ございますでしょうか。  
その他、何かご意見、ご質問はございませんか。  
( 森島委員 挙手 )

森 島 今、それぞれの人が言ったことについて、事務局がどのような認識を持っているか確認したいと思います。

議 長 事務局お願いします。

河 村 農地集積グループ長の河村です。各委員から補足説明していただいた部分ですが、今回は新規就農が11件あります、非常にありがたいことだと思っております。農業を始める方について、技術的に未熟な場合や、相談する相手がないことがあります。そのため、申請書の中で研修先を求めたり、場合によっては各調査会に出席いただいたりしております。調査会で農業の形式や地域のルールをお話しいただきながら、新規就農者が地域に馴染んでいただけることが必要だと思います。また、今回の申請は専業、兼業、外国の方ということで、いろいろな方がいらっしゃいます。農業を始める前から弾いてしまうと農業者が増えていかないので、地区調査会でサポートしていただけるとありがたいと思います。申請時に関しましては、新規就農の相談は事務局で対応しておりますし、必要があれば育成担当の農業振興課が同席してお話しをさせていただくこと

河 村 もございます。全体的な説明となりましたが、よろしくお願ひいたします。

( 高井委員 挙手 )

議 長 はい、高井委員。

高 井 新規就農でお金だけもらって逃げられたという話を聞きますが、浜松市の場合はどうでしょうか。お金は県で出すものでしょうか、それとも国で出すものでしょうか。

部 長 国の制度だと伺っております。以前は、5年間補助金を受けていて、5年後に農業を辞めてしまうということもあったようですが、現在は国も厳しくなり、中間点で農業計画が履行されていることを、農業者さん、農協さん、西部農林事務所、浜松市でチームを組んで新規就農者を訪問し、作付け状況や経営状態を確認しております。あまり改善できていない場合は補助金を止めるという制度に変わっております。以前のように補助金だけもらって農業を辞めてしまうことについては、国でも制度を改善していくと聞いております。

高 井 新規就農の補助金の審査は最終的には県ですか。

部 長 県も市も制度の中で確認しております。

高 井 経営を指導するのが農業委員会の役目ではないでしょうか。

部 長 新規就農者についていろいろなパターンの方がいらっしゃると思います。認定農業者になり補助金を受けながら専業で農業をしていく方もいますし、今回の申請にもあるように、兼業で農業をしたい方もいらっしゃいます。農業経営基盤強化促進法というのは、新しい認定農業者に農地を集積していくことが本来の主旨かもしれません、手始めに小さい農地でも耕作していき、その後面積を拡大していきたいなど、いろいろな段階の方がいますので、申請の段階で断つたり、経営規模拡大について指導したりするということは難しいと思います。そのため新規就農者には、地区調査会にご出席いただいて、みなさんのご指導やサポートを受けていただいておりますので、なるべく暖かい目で見ていただいて、農業者が育っていけるようにご協力いただきたいと思います。全ての方が補助金をもらっているということではありませんので、そこは区別して考えていただければと思います。よろしくお願ひします。

( 森島委員 挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 高井委員からのご発言にも関係しますが、昨晩の人・農地プランの打合せで、ブルーベリーを作りたいという話がありました。浜松にある農業協同組合が指導なさっているということです。新規就農については、900万の原資を作つてハウスを建てるところから始めるそうです。その規模のハウスがあれば、生計を立てられるという話がありました。具体的な育成プランを持っているという側面が一方ではあると思います。一方では、高井さんの意見に真っ向から反論する議論もあります。例えば、今の農業は生産性が悪いので、個々の農業を辞めて大規模な法人に移行していくという考え方です。高井さんが言っているように、新規就農者の中にはしからん人がいるという議論がありますが、大元では生産性の悪い小さな経営農家は農業生産の現場から出ていけという議論もあることを知つておかないと、新規就農者だけが問題ではなく、高齢化していって生産力を失

- 森 島 ってきている地域の農業そのものが問題視されているということに、農業委員会としてはより多くの関心を持つべきだと思います。
- 議 長 その他ございますでしょうか。  
( その他発言なし )
- 議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 46 号議案農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。  
( 異議なし )
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 次に、第 47 号議案浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。
- 木 下 それでは、議案 27 ページをご覧ください。  
( 議案の表紙を読み上げる )
- 松 本 農用地区域除外、編入の担当をしております農地活用グループの松本と申します。よろしくお願いします。日頃、農業振興地域制度事務につきまして、ご理解ご協力ありがとうございます。本日、ご覧いただきたい資料は 2 冊ございまして、別冊 2 と別冊 2-1 となります。それでは、お手元の資料の別冊 2 をご覧ください。本日ご説明させていただきますのは、本年 2 月 22 日から 3 月 5 日にかけて申出を受けました、第 83 回随時変更の農用地利用計画変更案でございます。資料の内容についてですが、2 ページには全体の集計表、3 ページには除外をすることができる要件を記載した資料、4 ページから 34 ページが区別の一覧表、35 ページから 60 ページは本日説明させていただく案件の案内図及び配置計画図となっております。
- 今回の件数についてですが、2 ページをご覧ください。浜松市全体で、除外が 259 件、編入が 16 件でございます。各区の内訳を申し上げますと、除外は中区 3 件、東区 52 件、西区 61 件、南区 32 件、北区 56 件、浜北区 54 件、天竜区 1 件、編入は、東区 1 件、西区 4 件、南区 2 件、北区 9 件でございます。なお、これは参考ですが、諸事情により申出後、取下げされたものが、東区 4 件、西区 1 件、浜北区 4 件の合計 9 件ございます。この 9 件は先ほど申し上げた 259 件には含めておりません。
- 次に、4 ページから 34 ページをご覧ください。こちらには区別の個別案件の一覧表がありますが、表の右のほうに農振法という欄がございます。この欄には除外、転用する手続き上、関係する許認可などの見込みが現時点では無いものなど、農用地利用計画の変更が難しいと現時点で判断した案件について×を記載しました。空欄となっている案件につきましては、除外の要件を満たしており、市の関係各課と協議の結果、除外もやむを得ないと判断し、農用地利用計画の変更について、県の同意を求めていこうとする案件でございます。
- 次に農用地区域除外について、簡単に説明をさせていただきたいと思います。農用地区域除外は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市が定める農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更し、設定されている農用地区域、通称青地から農用地区域外、通称白地にする手続きを一般的に除外と言っております。また、その逆で白地

松 本 農地等を青地に変えることを編入と言い、それらの計画の変更にあたっては、農振法施行規則において農業委員会の意見を聴くものと規定されていることから、今回、農地法の観点からご意見をお聴きするものでございます。

次に除外の要件についてご説明させていただきます。別冊 2 の 3 ページをご覧ください。こちらは農振法の第 13 条第 2 項第 1 号から第 5 号を抜粋し、要約したものでございます。これらの全ての要件を満たす場合に除外ができることとされております。今後の主な手続きの流れとしましては、静岡県への事前協議、11 条公告、縦覧、異議申出期間を経て、静岡県の同意を得た後、12 条公告を行い除外が決定します。その後、これらの手続きとは別に農地転用や都市計画法の許可申請といった個別の申請手続きを行うこととなります。なお、農地転用許可は個々の申請に対する個別の許可ですが、除外は市全体の計画の変更という位置付けとなるところに違いがあります。

それでは個別案件の説明に入らせていただきます。本来であれば全ての案件をご説明させていただくところではございますが、件数も多いことから、説明は委員該当案件を抜粋した別冊 2-1 の 2 件と、別冊 2 の 4 ページから 34 ページ一覧表内の右の方の農振法欄に×と記載した案件の東区 2 件、西区 2 件、南区 2 件、北区 6 件、浜北区 1 件の合計 13 件とさせていただきます。

では、委員該当案件から説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

議 長 それでは先に委員該当案件を審議いたしますので、[ ] 委員と [ ] 委員には退室をお願いします。

( [ ] 委員・ [ ] 委員 退室 )

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

松 本 委員該当案件は東区 1 件、北区 1 件の計 2 件でございます。

東区の案件から説明します。資料は別冊 2-1 をご覧ください。1 ページ目一覧表の東区 22 番、案内図等は 2 ページ、3 ページとなります。申出者は、家族 4 人で借家住まいをしておりますが、部屋数が少なく子供の成長に伴い手狭となったことから実家の近くである申出地に自己用住宅を建築する計画でございます。立地的に周辺は宅地化が進んでおります。除外の 5 要件についても全てを満たし、除外はやむを得ないと判断できるところから、容認していきたいと考えます。

続きまして、北区の案件です。北区担当から説明いたします。

内 山 北部農地利用グループの内山と申します。よろしくお願ひします。資料は別冊 2-1、1 ページ目、一覧表の北区 47 番、案内図等は 4 ページ、5 ページをご覧ください。申出者は、昭和 41 年に開校し、[ ] を運営する学校法人で、大学、高校、中学校を軸とし、平成 23 年にはこども園を開園し、地域貢献ができるよう教育の場を提供してきたが、令和 2 年に一貫教育が受けられるよう小学校を開校し、これに伴い中学校の定員を順次増やす計画で、現校舎では対応困難となるため、現在のソフトボール場に校舎を建築するため、グランドの移転を計画したものです。申出地は、北側は道路及び宅地、東側は残地農地、南側は道路、西側は宅地に接するため、周辺農地への影響は軽微であると考えられます。除外の 5 要件についても全てを満たし、除外

- 内 山 はやむを得ないと判断できることから、容認していきたいと考えます。  
委員該当案件の説明は以上となります。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。  
( 質疑応答なし )
- 議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 47 号議案浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見についてのうち、只今の委員該当案件につきましては、特段異議はありませんということで、ご異議ございませんか。  
( 異議なし )
- 議 長 異議ないものと認め、回答することといたします。  
それでは、[ ] 委員、[ ] 委員はご入室をお願いします。  
( [ ] 委員・[ ] 委員 入室 )
- 議 長 それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。
- 松 本 それでは区ごとに東区、西区、南区、北区、浜北区の順番で説明しますのでよろしくお願いします。資料はお手元の別冊 2 をご覧ください。
- はじめに、東区 17 番について、説明いたします。資料の一覧表の 6 ページ 17 番、案内図等は 35 ページ、36 ページをご覧ください。申出者は [ ] を営む法人で、管理契約している駐車場等へ定期的に砂利を追加するなどの整備や売り物件についてはロープや柵、鉄パイプ等で囲うことにより他者の進入等がないようにするなどの物件管理も行っております。現事務所敷地は手狭で、新たに管理依頼があった場合、迅速に対応するために予備の資材を置く場所がありません。そのため、現在は必要が生じた都度購入して対応していますが、業務効率が悪いことから、今回新たに資材置場敷地を確保したく除外を申し出たものです。除外 5 要件のうち必要性について、現時点では資材置場を自社で確保する必要性や除外面積の規模根拠について十分な説明がされておりませんので資料の追加提出を依頼中ですが、計画者は申出の取下げを含めて検討することです。以上の経緯から、現時点では、除外することができる 1 号要件の農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であると認められる状況にないため、除外することは難しいと考え、事前協議までに確認できた場合には、容認する案件としていきます。
- 続きまして、東区 56 番について、説明いたします。資料は一覧表の 9 ページ 56 番、案内図等は 37 ページ、38 ページをご覧ください。申出者は [ ] を営む法人です。令和 3 年 2 月に稼働した白鳥町の物流倉庫に付随する大型車両及びそのドライバーの通勤車両の駐車場敷地を確保する計画でございます。当該物流倉庫は平成 31 年の除外後、令和元年 10 月の内容変更により敷地面積を一部減少させている経緯があることから、必要性や規模根拠が不明瞭でございます。また、位置選定理由も浜松インター チェンジから 1 km 以内の土地であることを条件にしておりますが、申出地の青地でなければならない理由が不明瞭であることから現在書類提出を依頼しているところでございます。都市計画法についても、当初の開発計画と相違するため調整が必要な状況でございます。このようなことから現時点では除外することは難しいと考え、事前協議までに調整できた場合には、容認する案件としていきます。

松 本 続きまして、西区 26 番について、説明いたします。資料は一覧表の 12 ページ 26 番、案内図等は 39 ページ、40 ページをご覧ください。申出者は、申出地隣地の花川町において、[REDACTED] を行っており、現診療所敷地は定期借地権により令和 5 年 10 月に返却しなければならないため、今回申出地に診療所を移転する計画でございます。申出地については、除外 5 要件を満たしていると判断できますが、転用の事業目的が集落内の公益的施設・医療施設でありながら、建物平面図に住宅用途とも取れる浴槽などがあることから、都市計画法の許可見込みがないものと判断されます。以上のことから、現時点では除外することは難しいと考え、事前協議までに都市計画法の許可見込みが確認できた場合には、容認案件とします。

続きまして、西区 54 番について、説明いたします。資料は一覧表の 15 ページ 54 番、案内図等は 41 ページ、42 ページをご覧ください。申出者は、[REDACTED] [REDACTED] を営む法人でございます。平成 23 年に事業の拡大のため現在の本社工場へ移転し、受注の増加に伴い機械の大型化や増設などを繰り返し、敷地内に所狭しと並んでいることから従業員が作業を行う上で非常に危険な状況となっております。また、資材、製品の置場もなく、倉庫を増設したがなお手狭であり、この状況を解消するため、新たに工場の建設する計画をしました。この計画は既存工場が手狭となり、事業の一部を新規工場に移動する計画ですが、事業敷地、事業施設が新規工場の方が大きく規模根拠が不明瞭であり、位置選定、代替地検討についても不明瞭な点があるため、除外の要件を満たしているとは言えず、また、既存工場内に都市計画法に適合しない建物があり、現在、担当の土地政策課で調査中であることから、現時点では除外することは難しいと考え、事前協議までに必要性、規模根拠、位置選定を満たし、都市計画法の開発許可見込みが確認できた場合には、容認案件とします。

続きまして、南区 18 番について、説明いたします。資料は一覧表の 20 ページ 18 番、案内図等は 43 ページ、44 ページをご覧ください。申出者は、[REDACTED] を営む法人で南区三和町にある事務所の隣接地に資材置場と駐車場を有していますが、手狭であるため新たに資材置場及び駐車場を確保する計画でございます。申出地の選定にあたり、既存の事業敷地は市街化区域に隣接し、かつ白地区域内にあるにも関わらず、位置選定条件を営業所及び取引の多い企業の工場 2 か所の計 3 か所から 2 km 以内の土地としており、今回の申出地である青地でなければならない理由としては不十分な状況です。現時点では除外することは難しいと考えますが、事前協議までに位置選定理由及び代替地の検討結果がやむを得ないと判断できれば容認案件としていきます。

続きまして、南区 25 番について、説明いたします。資料は一覧表の 20 ページ 25 番、案内図等は 45 ページ、46 ページをご覧ください。申出者は、[REDACTED] を営む法人です。事業所所在地移転に伴い、移転先の隣接地に資材置場を設ける計画でございます。計画者の事務所が都市計画法上不適合ではないか、また、隣地との見切り工設置の計画について確認したところ、計画者から調整がつかず未定である旨、回答がありましたので今回は除外せず継続案件とします。

続きまして北区の説明に入ります。北区担当から説明いたします。

内 山 北区 30 番について、説明いたします。資料は一覧表の 25 ページ 30 番、案内図等は 47 ページ、48 ページをご覧ください。申出者は、[REDACTED]

[REDACTED] を営む法人で、主要取引先からの新たな受注に対応するために、別工場からの転属 3 名、新規採用 7 名を計画していますが、既設駐車場では 10 台分が不足するため、新たに確保する計画です。申出地は、既存の工場に接する、宅地と道路に囲まれた農地で、位置はやむを得ないものと判断しています。しかしながら、併用地の既存敷地の利用方法について違反があり、現在も転用計画者が都市計画法について担当課と調整中であることから、現時点では除外することは難しいと考え、事前協議までに調整できた場合には、容認する案件としていきます。

続きまして、北区 33 番について、説明いたします。資料は一覧表の 25 ページ 35 番、案内図等は 49 ページ、50 ページをご覧ください。申出者は、[REDACTED]

[REDACTED] などの事業を行う法人で、豊岡町の [REDACTED] の工場内のスペースを借りて請負作業を行っていましたが、[REDACTED] の事業拡大のため、スペースを貸すことが困難となつたため、自社工場で対応するよう計画したものです。このため、ダクトカット業務のために急遽借用した高丘工場が手狭で、発注に追いつかないため自社工場の建設を計画しました。しかしながら、ロボット組立業務の工場について、78 回除外で今回申出地の北側に建設中であり、開発行為が未完了で、企業調査も行われておらず、都市計画法の許可見込みがないことから、否認案件としていきます。

続きまして、北区 35 番について、説明いたします。資料は一覧表の 25 ページ 35 番、案内図等は 51 ページ、52 ページをご覧ください。申出者は自己用住宅を建築するよう、実家近くで分家住宅を計画したものであり、位置の選定や規模は妥当であると考えられ、立地的に農作業への影響は軽微なものと考えます。しかしながら、実家離れの敷地の利用方法、及び農地の利用方法について違反があり、現在も転用計画者が都市計画法について担当課と調整中であることから、現時点では除外することは難しいと考え、事前協議までに調整できた場合には、容認する案件としていきます。

続きまして、北区 36 番について、説明いたします。資料は一覧表の 25 ページ 36 番、案内図等は 53 ページ、54 ページをご覧ください。申出者は埼玉県から転居して自己用住宅を建築し、一人で生活する実家の母の面倒をみるために、実家近くで分家住宅を計画したものであり、除外の要件を満たすことから、やむを得ないと判断しています。しかしながら、申出者は埼玉県で現在も就労しており、申出者が転居すること、または転居する時期が確認できないため、必要性・緊急性が判断できず、都市計画法の許可見込みが得られない状況であることから、現時点では除外することは難しいと考え、事前協議までに調整できた場合には、容認する案件としていきます。

続きまして、北区 48 番について、説明いたします。資料は一覧表の 26 ページ 48 番、案内図等は 55 ページ、56 ページをご覧ください。申出者は、[REDACTED]

[REDACTED] を行う法人で、西区大久保町の資材置場が手狭で、また高丘の本社工場からも遠く、作業効率が悪く支障があるため、新たに資材置場を計画したものです。申出地は白地区域であり、周辺農地への影響は軽微であり、農作業の効率

内 山 化にも支障ないものと判断しています。しかしながら、西区大久保町の資材置場の利用方法について違反があり、現在も転用計画者が都市計画法について担当課と調整中であることから、現時点では除外することは難しいと考え、事前協議までに調整できた場合には、容認する案件としていきます。

続きまして、北区 56 番について、説明いたします。資料は一覧表の 27 ページ 56 番、案内図等は 57 ページ、58 ページをご覧ください。申出者は、[REDACTED]

[REDACTED] の業務を営む法人で、本社工場の整備待ち車両置場が不足することから、駐車場を確保するために計画したものです。しかしながら、本社工場に隣接する敷地の利用方法について違反があり、現在も転用計画者が都市計画法について担当課と調整中であり、また除外においても、必要な駐車台数の根拠、規模の妥当性が判断できていない状況であるため、現時点では除外することは難しいと考え、事前協議までに調整できた場合には、容認する案件としていきます。

松 本 最後の説明案件となります。浜北の案件 1 件について、浜北区担当から説明いたします。

石 川 浜北区 25 番について、説明いたします。資料は一覧表の 27 ページ 56 番、案内図等は 59 ページ、60 ページをご覧ください。申出者は、[REDACTED] を営んでいる法人です。現工場が古くて狭いため、新たに工場を建設する計画に至りました。申出地の選定にあたり、既存の事業敷地は市街化区域内にあり、選定条件内に市街化区域や白地区域も多数あるにも関わらず、現事業所より半径 1.5 km 以内、浜松スマート IC から半径 3.5 km 以内、国道 362 号線沿い及び近接する土地であることを条件としており、位置選定及び代替地検討が不十分な状況です。現時点では除外の 1 号要件を満たしていないことから継続案件とし、位置選定及び代替地検討が整理されれば容認案件として取り扱います。

以上、第 83 回随時変更の農用地利用計画変更案となります。

議 長 只今、事務局から説明がありました、何か意見、質問はございませんか。

( 森島委員 挙手 )

森 島 ×になっている理由が、ほとんど都市計画法の事情によるもの、もう 1 つは違反転用で×になっているものだと思います。私が気になりますのは、3 ページの除外要件の具体性の問題です。例えば、3 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対するという文言ですが、私なりに経験したことを言うと、開発計画があるところで認定農業者が農業をしているという問題については、重視されるべきことだと考えられていると聞きます。除外を認めていく協議の時に、農業サイドから見て私が申し上げた 1 つの例以外に、我々が知ておく要件などがあれば教えていただきたいと思います。

議 長 松本グループ長お願いします。

松 本 はい。3 号要件につきまして分かりやすく説明すると、除外に関しては大規模な農業をしている方や認定農業者の人達の営農に支障がないことを考えております。除外をする場合には、周辺に利用権設定がされていたり、認定農業者さんが農業をしていたりする場合には、その人達の農業経営に支障がないように農業者さんに確認しております。認定農業者さんの農業経営に支障がある場合は、除外は認められませんが、今回の案件に

松 木 については、隣接している認定農業者さんや大規模な農業者さんには全て確認しておりますので、その点は問題ないということになります。農業者さんからの視点で営農に支障がある時は、除外は認められませんので、そのようにご理解いただければと思います。

議 長 その他ございますでしょうか。

( その他発言なし )

議 長 それでは、意見等もないようですので、第 47 号議案浜松市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更案に対する意見についてのうち、委員非該当案件につきましても、特段意義はありません。ということで異議ございませんか。

( 異議なし )

議 長 異議ないものと認め回答することといたします。

ここで、10 分間の休憩を取ります。再開は 15 時 20 分からとします。

( 休憩 )

議 長 それでは、会議を再開したいと思います。

次に、第 48 号議案令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木 下 それでは、議案 29 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

齋 藤 それでは説明します。農業委員会法第 37 条では、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について、インターネットの利用等により公表しなければならないと規定されております。また、同法施行規則第 15 条により、当該情報の公表は毎年度 6 月 30 日までに行うこととなっております。なお、様式につきましては全国統一であり、市全体の数値を入れております。今年度も、総会で点検・評価(案)と活動計画(案)を承認していただきましたら、ホームページで公表し、併せて県へ報告してまいります。

それでは、別冊 3 点検・評価(案)をご覧ください。主なところを説明させていただきます。I 農業委員会の状況でございます。1 農業の概要としまして、本市の耕地面積、総農家数等を注釈にございますように農林業センサス等から抜粋しております。2 農業委員会の現在の体制では、農業委員と推進委員の定数と実数について記載してございます。

2 ページをご覧ください。II 担い手への農地の利用集積・集約化でございます。2 の令和 2 年度の目標及び実績ですが、集積目標 5,826ha に対し、実績 4,433ha でございます。

3 ページをご覧ください。III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。2 の令和 2 年度の目標及び実績ですが、参入目標 70 経営体で 130ha のところ、実績は 36 経営体で 147ha でございます。

4 ページをご覧ください。IV 遊休農地に関する措置に関する評価でございます。2 の令和 2 年度の目標及び実績ですが、解消目標 63ha に対し、実績 16.8ha でございます。3

齋 藤 の利用状況調査は推進委員 37 人により 8 月から 10 月にかけて行いました。

5 ページをご覧ください。V 違反転用への適正な対応でございます。農業委員会では正指導を行い、県へ報告している案件の面積でございます。

6 ページをご覧ください。VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。1 は農地法第 3 条に基づく許可事務について、2 は農地法第 4 条、第 5 条の規定に基づく農地転用に関する事務について、総会において厳格に審議していること、また、審議結果等につきましても議事録を作成し、ホームページで公表していることを記載しております。

7 ページをご覧ください。3 農地所有適格法人からの報告への対応でございます。農地法第 6 条の規定に基づく報告につきまして、報告件数の状況でございます。4 情報の提供等、賃借料情報につきましては、ホームページで公開していること、農地の権利移動等の件数は、農地法第 3 条と、利用権設定の合計件数で、総会の議案にて公表しております。農地台帳の整備につきましては、毎年、法定更新の他、補完調査を実施するなど適正に管理していることを記載しております。

8 ページをご覧ください。VII 事務の実施状況の公表等でございます。1 の総会等の議事録はホームページに公表しております。2 の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は 4 件行いました。

続きまして、9 ページからは活動計画(案)でございます。I 農業委員会の状況でございます。1 農家・農地等の概要は、農林業センサス等の数値を記載しております。

10 ページをご覧ください。II 担い手への農地の利用集積・集約化でございます。担い手への農地の利用集積に関して、1 は現状、2 は令和 3 年度の目標でございます。目標については、県の基本構想で定める集積目標面積と昨年度の実績を基に数値を設定しております。

続きまして、III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。1 が新規参入者の過去 3 年間の状況、2 が令和 3 年度の目標でございます。

11 ページをご覧ください。IV 遊休農地に関する措置でございます。1 は現状の遊休農地面積、2 は令和 3 年度の遊休農地の解消目標面積でございます。今年度も昨年度同様、推進委員による利用状況調査を行う予定でございます。V 違反転用への適正な対応につきましては、ご覧のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

( 森島委員 挙手 )

議 長 はい、森島委員。

森 島 今ご説明いただいた計画は、法律に基づいた必須業務の表記だと思いますが、この文章と会長が冒頭に述べられた地区活動の強化がしっかりと結びついているべきだと思いますが、そのようになっていませんので、我々の活動の中でどのように活かしていくかの議論は別途必要だと思います。

議 長 その他ございますでしょうか。

( その他発言なし )

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第 48 号議案令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

議長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 49 号議案令和 4 年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項等についてを上程いたします。事務局から説明をお願いします。

木下 それでは、議案 31 ページをご覧ください。

( 議案の表紙を読み上げる )

齋藤 4 月に農業委員、推進委員から最適化推進施策についての要望をご提出いただきましたが、いただいた要望につきましては会長と協議して要望の案を作成した上で、5 月 17 日の役員・幹事会において協議を行いました。県要望 1 件、市要望 1 件を本日上程いたします。

では、まず県要望から説明いたします。

議案 32 ページをご覧ください。タイトルは、荒廃農地を再生利用した営農型太陽光発電設備下部における営農の適切な継続についてです。

現状と課題としまして、荒廃農地を再生利用する場合の営農型太陽光発電においては、設備下部における営農の適切な継続の確認事項中、地域の平均単収と比較して概ね 2 割以上減少しないことという基準を除外する運用が令和 3 年度から始まり、収量や下部農地の適正利用についての判断基準が不明確となっている。荒廃農地解消の一助として期待できる反面、太陽光発電事業を主目的とした営農型の案件を誘発し、意図的に新たな荒廃農地を発生させる可能性がある。また、一団の優良農地における荒廃農地での営農型太陽光発電設備の設置により、担い手への農地の集積・集約化が阻害されることが懸念される。

改善意見としまして、農地利用の最適化を推進するため、荒廃農地を再生利用した営農型太陽光発電設備下部における営農の適切な継続を担保し、また、農地の集積・集約化を阻害する要因とならない運用とするため、県下統一のガイドラインを作成するようにな要望するといったしました。

次に 33 ページをご覧ください。市要望について説明いたします。

タイトルは、中山間地域における持続可能な農業の展開に向けて。

現状としましては、農業経営者の高齢化、後継者・担い手不足、収益の減収等を理由に農業環境の悪化が進行している。特に中山間地域は、有害鳥獣被害の拡大や主要農作物であるお茶の価格低迷により更に厳しい状況にあり、離農者が加速度的に進むことで耕作放棄地の発生や拡大が危惧されている。

課題としましては 2 点あります。有害鳥獣被害の拡大及び多様化への対策による経営耕地の保全。主要作物である茶価格の低迷の解消。

要望としましては、浜松市動物被害対策事業費補助金や浜松市山間地域農業生産活動

- 齋 藤 事業費補助金の活用は、中山間地域における持続可能な農業の展開に有効であるため、今後とも十分に予算を確保し、地域の農業者から要望の多いメニューについて補助率及び限度額の拡充を図っていただきたいといたしました。
- なお、この県要望につきましては、4月に会長が県農業会議の農政委員長という立場で県農地利用課長へ意見の申し入れを行っており、浜松市農業委員会として正式に要望をしていきたいと考えています。説明は以上でございます。
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。
- ( 森島委員 挙手 )
- 議 長 はい、森島委員。
- 森 島 全体として極めて有効な提言だと思います。加えて申し上げたいのは、私自身の仕事の関係で言うと畜産でございます。ご説明にもあったような、地域農業者の要望に応えて、いろいろな分野で市の職員のみなさんが予算配分で頑張っていただいたことについて、評価しなければならないと思います。職員を評価する機会は少ないですが、ここで大きく評価したいと思います。浜松市農業の全体の発展のために、今後も頑張っていただきたいという意味を込めて発言させていただきました。
- 議 長 その他ございますでしょうか。
- ( 小杉委員 挙手 )
- 小 杉 要望書に書かせていただいたこともあるのですが、都田町に山を持っていまして、浜松市の担当部署からタイワニリスを捕獲するために私の所有の山に罠を設置させてくださいという依頼がきましたので了承しました。捕獲期間が終了して罠を外した後に、捕獲の結果について報告がありません。捕獲の結果について連絡をいただきたいです。
- 齋 藤 タイワニリスの関係は環境政策課で担当しておりますので、担当に連絡して公表できる情報があればお伝えするようにいたします。
- 議 長 その他ございますでしょうか。
- ( 質疑応答なし )
- 議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第49号議案令和4年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項等については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。
- ( 異議なし )
- 議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。
- 次に、報告事項の第41号から第48号までを、事務局から報告をお願いします。
- 木 下 ( 報告事項 )
- 議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
- それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいいたします。
- 森 島 ・ 土地改良・基盤整備の情報共有について
- 議 長 ・ 調査会での営農型太陽光勉強会について
- 議 長 それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいいたします。

齋 藤 • 農業委員の返却物について  
局 長 • 農業委員へのお礼について  
木 下 今後の会議予定  
• 農業委員会臨時総会  
    日時 令和3年7月1日（木）午前9時～  
    場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室  
• 任命書交付式  
    日時 令和3年7月1日（木）午前11時～  
    場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室  
• 第7回浜松市農業委員会総会  
    日時 令和3年7月16日（金）午後2時30分～  
    場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室  
• 農地利用最適化推進委員研修会  
    日時 令和3年7月20日（水）～  
    場所 西区役所、南区役所、北区役所、浜北区役所、天竜区役所

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第6回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時45分

以上、議事の正確さを期すため署名する

令和3年7月16日（金）

会 長 松島 好則

委 員 根木 常次

委 員 内山 進吾